

毎週火曜日は…「行政相談」の日。

相談無料！ 秘密厳守！ 予約不要！

世田谷郵便局内で

行政なんでも相談所

を開設

日時：毎週火曜日 13時00分～15時30分
場所：世田谷郵便局 世田谷警察署側ロビー
（世田谷区三軒茶屋2-1-1）

国の行政全般に関して、困っていることはありませんか。

「行政なんでも相談所」では、道路、年金、郵便、登記等、国の仕事などに関して意見・要望、質問等をお受けします。

たとえば

- ・道路に設置してある案内標識がわかりづらい！
- ・土地の名義を変更したいが、どうすればよいか！
- ・両親が亡くなった。相続手続について知りたい！
- ・年金、保険の受給について知りたい！
- ・会社が求人票に記載どおりの給料を払わないがどうすればよいか！

など

※ 開催日によってお受けできる相談内容が異なりますので
裏面をご確認ください。

お問い合わせ先

総務省東京行政評価事務所（電話 0570-090110）

（注）PHS、IP電話などをご利用の場合は、電話(03)3363-1100におかけください。
ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただいております。



平成24年度下半期（10月～3月）の開設予定

以下の日程で相談所を開設しております。なお、四半期に1回は弁護士の参加を予定しています。

開催日時	参加機関等	備考
第1火曜日	弁護士(12月、3月のみ)、総務省東京行政評価事務所	1月1日はお休み 2月5日はお休み
第2火曜日	社会保険労務士、総務省東京行政評価事務所	1月8日はお休み 2月12日はお休み
第3火曜日	司法書士、総務省東京行政評価事務所	
第4火曜日	行政書士、総務省東京行政評価事務所	
第5火曜日	総務省東京行政評価事務所	10月のみ 1月29日はお休み

専門家による相談が受けられます。 たとえば.....

(弁護士)

○法律問題全般

(社会保険労務士)

○年金、保険に関する手続 ○雇用保険、労働問題に関する事 など

(司法書士)

○不動産登記（相続登記等）、法人登記、成年後見に関する事
○クレジット、サラ金等の債務整理に関する事 ○簡易裁判所に関する手続 など

(行政書士)

○各種官公署への提出書類の作成方法等 ○相続（遺産分割・遺言作成）の手続
○外国人の在留資格等に関する手続 ○借地借家に伴う契約書類の作成 など

<定例行政相談所の開設>

「行政なんでも相談所」のほか、世田谷区区域担当の行政相談委員が、定例行政相談所を開設していますので、ご利用ください。

●日時：毎月第2金曜日 13:00～16:00

●場所：世田谷区役所世田谷総合支所 相談コーナー（区役所第三庁舎1階）